

○財務省告示第三百四十三号

環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第二百八号）の施行に伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号の規定に基づき、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成三十年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（平成三十年三月財務省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、平成三十年十二月三十日から適用する。

平成三十年十二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成三十年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（平成三十年三月財務省告示第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後
2	〔略〕	
	一　〔略〕	
	イ・ロ　〔略〕	
	ハ　平成二十九年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量	
		改 正 前
2	〔同上〕	
	一　〔同上〕	
	イ・ロ　〔同上〕	
	ハ　平成二十九年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量	
		改 正 前
2	〔同上〕	
	一　〔同上〕	
	イ・ロ　〔同上〕	
	ハ　平成二十九年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量	

期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百

十七を乗じて得た数量

九万四千九百十五トン

備考 表中の「」の記載は注記である。

期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百

十七を乗じて得た数量

十一万八千三百三十トン